

議第35号

三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例案

三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士